

(議長)

日程第7、議案第1号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」(補足説明)

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に交付されまして、交付の日から起算して6月を経過した日である、同年12月12日から施行させることになることから、今回、条例を制定するものでございます。

条例の主な内容は、町村議会議員及び町長選挙における選挙運動の費用を町が負担することに係るものでございます。

議案書は2頁から5頁、資料は1頁から2頁となります。

町長及び町議会議員について、選挙運動用自動車に係る費用の公費負担で、ハイヤー契約による場合は、1日1台、上限6万4,500円、ハイヤーによらない個別契約方式の場合は、1日1台、上限1万5,800円の公費負担。燃料代が1日7,560円の日数分の範囲内。運転手雇用は、1日1万2,500円の範囲内となっております。

選挙運動用ビラの作成費用の公費負担につきましては、ビラ1枚当たり、7円51銭で、町議会議員の作成枚数の限度は、公職選挙法第142条第1項第7号に定める、1,600枚となっております。

選挙運動用ポスター作成費用の公費負担については、1枚あたりの作成単価の上限額を1,100円とし、作成枚数の上限枚数を70枚としてございます。

これらいずれの場合も、候補者とそれぞれの業者との間で、有償契約の締結が必要となり、候補者はその契約書を選挙管理委員会へ届け出し、選挙管理委員会から業者等へ支払いを行うこととなります。

条例の主な内容は、以上となっておりますが、公職選挙法の改正では、町村議会議員の選挙運動用ビラの頒布の解禁と供託金制度を導入することとしております。施行期日は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日からとしてございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第9、議案第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、並びに日程第10、議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、並びに日程第11、議案第5号、江差町公共下水道受益者負担

金条例の一部を改正する条例については、関連ありますので、一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(議長)  
町長。

「町長」(提案説明)

ただいま、一括上程となりました、議案第2号、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、並びに議案第5号、江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に関する規定を定める必要があるため、関係する条例の改正を行うものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)  
財政課長。

「財政課長」(補足説明)

今回の4本の条例の一部改正につきましては、改正の理由とその改正の内容の大部分が同じでございますので、一括して私の方からご説明申し上げたいと思います。

まず、議案書でございますが、税外諸収入の条例が8頁でございます。後期高齢者が10頁、介護保険が12頁で、下水道が14頁となっております。資料は、3頁から7頁でございます。それぞれ条例の新旧対照表となっております。

まず、一部改正をする主な理由でございますけれども、原価の支柱金利が低金利であるという、長く低金利状況が続いているという、そういう実勢を踏まえ、当分の間として、国税、国の税金の延滞金の割合を見直したのに合わせて、地方税法も延滞金及び還付加算金の利率を引き下げる改正を行いました。今回、地方税以外の延滞金の割合についても、地方税と同水準にするため、改正を行うものでございます。

次に、改正の概要でございますが、本則で定められている延滞金の割合を当分の間、特例基準割合、これは銀行の新規の短期貸し付け約定平均金利の年平均でございます。財務大臣が告示する割合でございます。それに1%を加算した割合で、その特例基準に連動するように見直しをしたものでございます。

具体的には、本則でうたわれている14.6%は、特例基準割合に7.3%を加算した

割合に、また、7.3%は特例基準割合に1.0%を加算した割合となります。現時点で告示されている財務大臣が告示している割合は0.6%でございますので、14.6%は附則により8.9%に、また、本則の7.3%は2.6%となるものでございます。

なお、下水道の受益者負担金は都市計画法で規定されてございまして、下水道の条例に限って、14.5%と7.25%となっておりますが、同様の算出方法となるものでございます。

それぞれの条例の改正でございますが、税外諸収入金の徴収に関する条例については、不足に延滞金の割合の特例の規定を追加してございます。

次に、後期高齢者医療に関する条例では、現行の附則の規定を改正後の規定に改めているものでございます。

次に、介護保険条例では、附則に特例規定を追加した他、本則第9条の延滞金の規定を納期限の翌日から1か月を経過するまでの割合を定めるなど、後期高齢者医療条例に併せて同様の規定になるよう、改めてございます。

最後に、公共下水道受益者負担金条例につきましても、同様に附則に延滞金の割合の特例の規定を追加しているものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和3年1月1日からとしてございます。

なお、税条例の方につきましては、他の税の改正とともにですね、3月31日付けで、専決処分していますことを申し上げます。

延滞金の割合に、特に係る、関係する条例の一部改正の説明については、簡単ですが以上としてございますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第2号、江差町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第4号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第5号、江差町公共下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。